

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
守山市企業立地促進条例	H17.3	業種：製造業、物流事業、情報関連産業、研究施設、市長が適当と認める事業で、以下の1～4のいずれも該当すること 1 新設、移設、増設または建替え 2 投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産取得額)(新設、移設、増設、建替え)5億円以上 (大規模立地：新設、移設、増設)50億円以上 3 常用雇用者数(雇用保険法)(新設、増設)20人以上 (うち新規雇用者数5人以上：新設) (うち新規雇用者数2人以上：増設)(移設、建替え)20人以上 (大規模立地)51人以上 (うち新設の新規雇用者20人以上) (うち増設の新規雇用者5人以上) 4 環境保全に関する協定の締結、その他市が指定する事項の遵守	立地促進奨励金 ①所有の場合 投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産取得額)×10% ②借型立地の場合 投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産取得額)×3% 限度額2億円 ※上記金額と規則で定める投下固定資産にかかる5年間の固定資産税相当額を比較して低い方の額 ③大規模立地の場合 投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産取得額)×10% ※ただし、新設・移設・増設の土地取得を伴うもの 限度額7億円
		○市内に住所を有し、かつ、1年間継続して雇用されていること	雇用促進奨励金 ○事業開始までに市内に住所を有する新規雇用者1人につき10万円 (限度100人、限度額1,000万円)